



第6期 菊陽町総合計画

基本構想：令和3年～令和12年

前期基本計画：令和3年～令和7年

概要版



人・緑・未来
「さん」と輝く生活都市
きくよう



第6期菊陽町総合計画 町長挨拶



菊陽町長 後藤 三雄

菊陽町は、昭和56年の第2期総合計画以来、一貫して将来像に「生活都市」を掲げ、豊かな水と緑の環境、そして恵まれた立地条件の中で、すべての町民が心身ともに健やかに生活を享受できる、生活機能と生産機能を併せ持つ都市を実現することを目標にまちづくりを進めてきました。

第5期総合計画の期間には、昭和60年代から取り組んできた菊陽第一、第二土地区画整理事業（約186ha）がほぼ完了し、防災広場を備えた光の森町民センターの完成、熊本空港へのアクセスを強化する菊陽空港線の延伸や防災機能を備えた総合体育館の建設が決定するなど、町が描いた構想の多くが実現しました。

また、子ども医療費無償化等の子育て支援策や、学校教育環境の整備充実など、行政サービスの拡充にも取り組みました。

様々な取り組みの成果として、現在の人口は4万3千人を超え、多くの企業誘致や商業施設の立地も進んでいます。

一方で、この10年は、多くの災害に見舞われた10年でもありました。平成28年熊本地震をはじめ、平成24年九州北部豪雨、令和2年7月豪雨など、自然災害による被害は甚大なものとなっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延は、世界中に大きな衝撃を与えました。私たちの生活や社会経済への影響は現在も続いています。

地域住民の安全安心を守るため、町民と行政との協働による安全で安心できるまちづくりに取り組むことが、ますます重要になっています。

第6期総合計画においては、菊陽町が陽光「さん」と輝き、将来が希望にあふれ、永遠に発展することを願い、将来像を「人・緑・未来「さん」と輝く生活都市 きくよう」と決めました。

少子・高齢社会への対応やデジタル化の進展による生活様式の変化など、複雑で多岐にわたる課題に対応するためには、環境、社会、経済に関するすべての課題を横断的に解決し、持続可能な社会の形成を図る「SDGs」の理念を取り入れたまちづくりが必要と考えます。

将来像を実現し、町のさらなる飛躍と発展につなげるため、第6期総合計画の下、各分野の施策を推進します。

結びに、計画の策定に当たり、ご審議いただきました「菊陽町総合計画策定審議会」委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました町民の皆様から心から御礼申し上げます。

令和3年3月



令和2年8月撮影

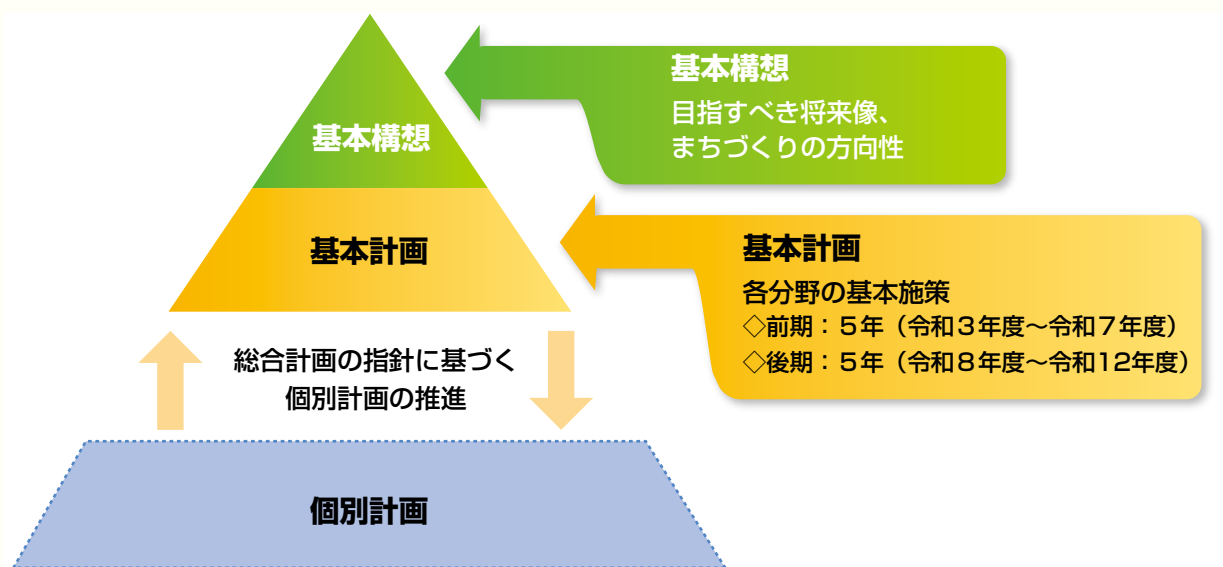
1 計画の構成と期間

第6期総合計画は、「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」の2層構造により構成します。

基本構想は、本町が目指すべき将来像を示し、本町を取り巻く課題を踏まえ、将来目標と施策の基本的な方向を定めるものです。基本構想の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の実現に向けて必要となる施策について、その方向性と具体的な内容を体系的に示すものです。今回の基本計画から、基本施策ごとに成果指標を設定し、効果検証などに活用します。計画期間は、前期5年、後期5年の10年間とします。

【計画の構成】



【計画の期間】

令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				

2 将来像

町民の一人ひとりが知恵を出し合い、心を通わせ、行政と地域が一体となって、活力あるまちを協働で創り上げるという理念を大切にしながら、町民とともに取り組みを進めるため、第6期菊陽町総合計画における10年後の将来像を次のように定めます。



本町では、昭和56年（1981年）の第2期総合計画以来、一貫して将来像に「生活都市」を掲げ、恵まれた水と緑の環境の中で、生活機能と生産機能を併せ持つ都市を実現することを目標にまちづくりを進めてきました。

その結果、本町は目指すまちの姿の実現に向け着実に進展してきており、今後はさらに質を高め、未来を担う次の世代に引き継いでいく必要があります。

本町が長年掲げてきた「生活都市」の考え方は、多極分散型社会への転換を目指す地方創生の取り組みや、環境、社会、経済に関する課題を横断的・複眼的に解決し、持続可能な社会の形成を図るSDGsの理念にも通じるものであり、今後のまちづくりに真に必要なものであると考えます。

このことから、第6期総合計画においては、これまで大切にしてきた「生活都市」の実現と、その中で「人」や「緑」を育み、「未来」に向けて輝くまちを目指すという大きな流れを継承し、さらに強化するまちづくりに取り組みます。

菊陽町という町名には、菊池郡の南に位置し、陽光「さん」と輝き、将来が希望にあふれ、永遠に発展することを願う、という意味が込められています。

社会のあり方が大きく変化する中、菊陽町が誕生した当時の思いを大切に、町民の皆さんと一緒にあって町の未来を考えることで、時代の流れに合わせて発展し続けるまちづくりに取り組みたいと考えます。

そのような思いから、第6期総合計画の将来像を「人・緑・未来『さん』と輝く生活都市 きくよう」としています。

3 まちづくりの目標（都市像）

将来像「人・緑・未来「さん」と輝く生活都市 きくよう」を実現するために目指すべきまちの姿として、次の4つのまちづくりの目標（都市像）を定めます。

人が豊かに育つまち

地域全体で子どもの成長を支える社会を構築するため、子育て支援施策と教育内容の充実を図ります。本町でも高齢化が進行する中、地域で支え合う仕組みづくりや、スポーツや文化・芸術活動の活性化により、誰もが地域社会の一員として健康でいきいきと暮らすことができ、人が豊かに育つまちを目指します。

安全・安心で住みやすいまち

本町が誇る人と自然が調和した住み心地の良いまちを次の世代へ継承するため、住環境の保全や道路、公園、下水道などの都市基盤整備を進めます。近年頻発する大規模災害から町民の生命と財産を守るため、防災拠点の整備や地域防災力の向上を図るとともに、交通安全や防犯対策を充実させ、安全・安心なまちを目指します。

産業が成長し続けるまち

本町の基幹産業である農業の経営基盤の強化と、地域を支える商・工業の発展を支援します。また、本町の強みである、魅力ある企業の誘致にも引き続き力を入れ、環境にも配慮した成長が持続するまちを目指します。

みんな楽しく協働して創るまち

人権の尊重と男女共同参画の精神を大切にするとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。町民や各種団体、事業者、議会、行政など地域社会を支える様々な主体が将来の目標を共有することにより、楽しみを持ってまちづくりに関わることができる協働のまちを目指します。

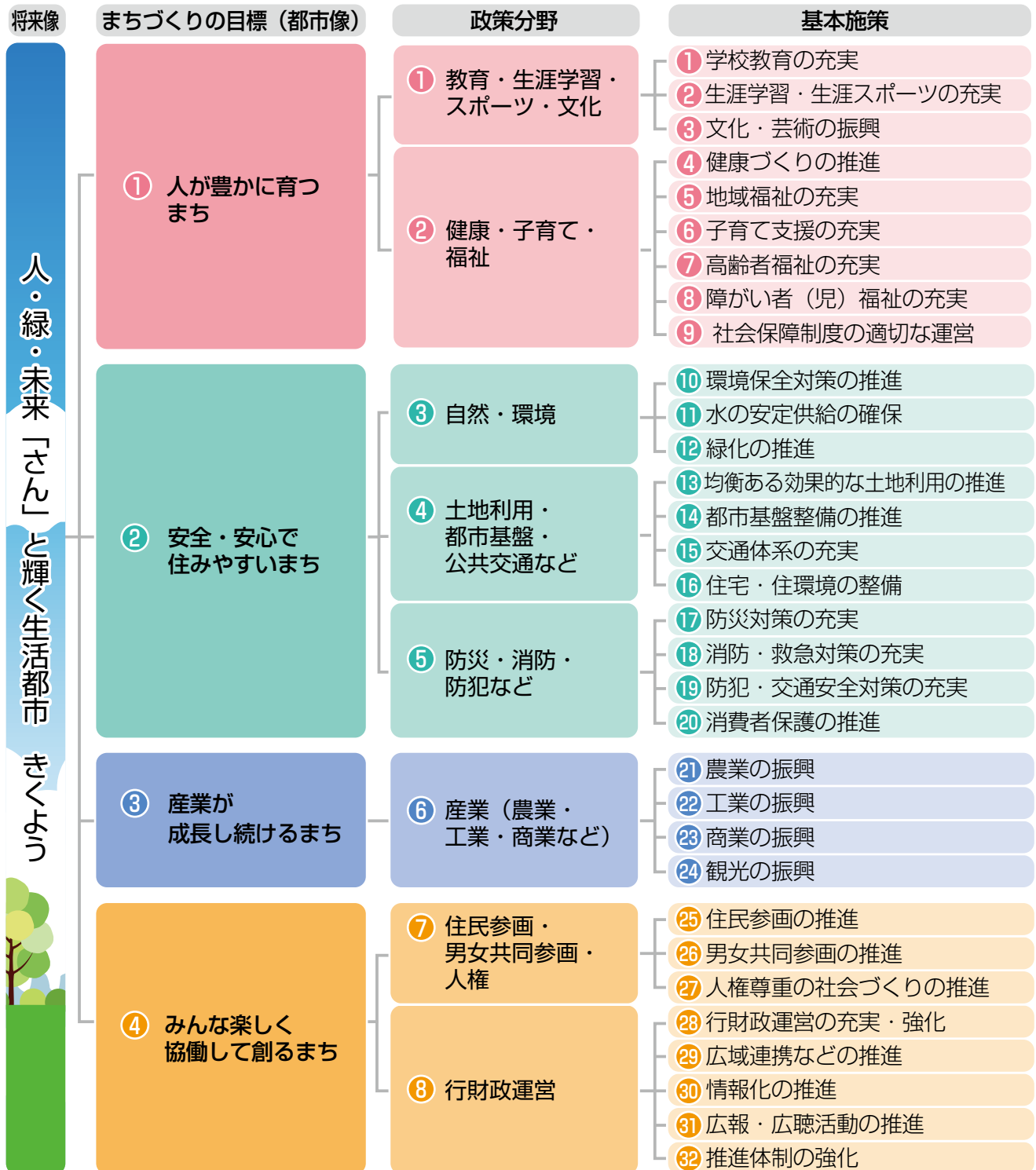
4 将来人口（目標人口）

全国的には人口減少、少子・高齢化を迎える中であって、本町においては、宅地開発などにより人口が総じて増加してきましたが、その伸びが落ち着きを見せ始めていることなども考慮し、10年後の目標人口を次のとおりとします。

**本町の令和12年度（2030年度）の目標人口を
48,000人と設定します。**

5 施策の体系

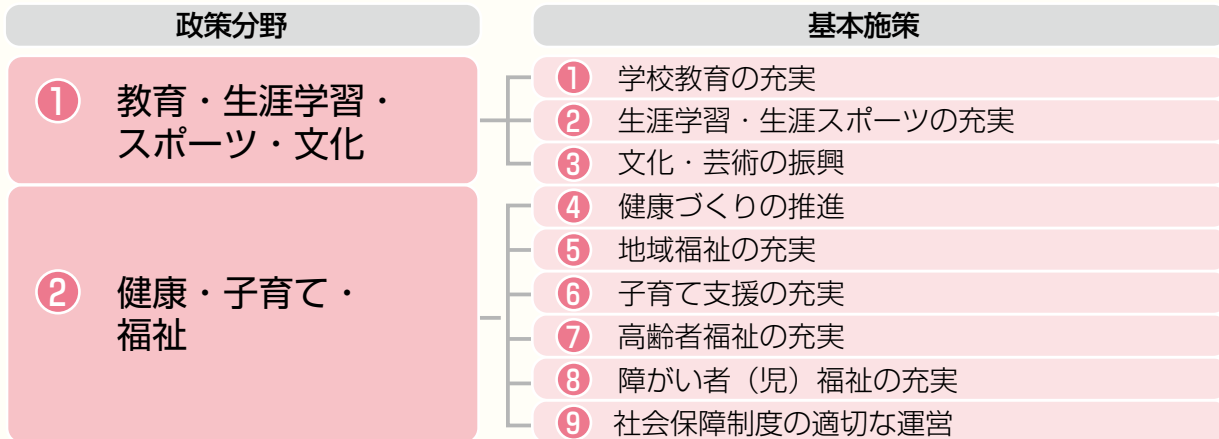
町の将来像を実現するため、4つのまちづくりの目標（都市像）により8つの政策分野を設定して、32の基本施策の展開を図ります。



6 政策分野別の基本方針（前期基本計画の基本施策）

都市像1：人が豊かに育つまち

【施策の体系】



（1）教育・生涯学習・スポーツ・文化

▶ 学校教育の充実

- ICT教育の充実など新学習指導要領に基づいた学校教育活動の実践を進め、「生きる力」を育む教育、社会に開かれた教育課程の実現に取り組みます。
- 学校教育施設・設備の充実に取り組みます。

▶ 生涯学習・生涯スポーツの充実

- 生涯学習推進のため、それぞれの年代に対応した学習機会を提供し、町民の生きがいづくりに取り組みます。
- 町民の「学び、暮らし、仕事」を支える図書館づくりに取り組みます。
- 生涯スポーツ推進のため、スポーツ施設の充実を図るとともに、ソフト面での環境づくりに取り組みます。
- 青少年の健全育成に取り組みます。

▶ 文化・芸術の振興

- 各町民センターや図書館ホールを中心に活動や発表の場を提供し、町民が優れた文化・芸術に触れる機会を確保します。
- 町の文化財や伝統文化の保護・保存・活用を図ります。文化ボランティアなどを支援し、人材の育成を図ります。

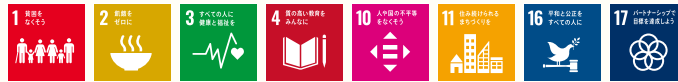
(2) 健康・子育て・福祉

▶ **健康づくりの推進**



- 健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じた健康づくりの推進、生活習慣病などの予防や重症化の防止、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的な実施、健康危機管理・地域医療体制の充実などに取り組みます。

▶ **地域福祉の充実**



- 「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進、関係課や社会福祉協議会などの関係機関との重層的な連携の強化、民生委員・児童委員との連携の強化、ボランティア活動の積極的な支援などに取り組みます。

▶ **子育て支援の充実**



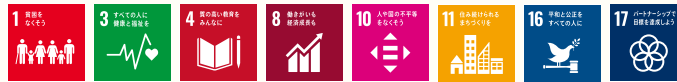
- 地域における子育て支援のさらなる充実、母子への切れ目のない支援や、ひとり親家庭など多様な家族形態のニーズに応じた支援体制づくりに取り組みます。
- すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができ、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない環境づくりに取り組みます。

▶ **高齢者福祉の充実**



- 医療と介護の連携、在宅医療の基盤の充実、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築、高齢者の社会参加と自立支援、介護予防の充実などに取り組みます。

▶ **障がい者（児）福祉の充実**



- 障がいに対する正しい理解や配慮について、啓発を進めます。
- 障がい児支援の充実強化に取り組み、発達障がい児への支援体制の充実を図ります。
- ひきこもり支援体制の構築や住まいの確保策の検討なども含め、複合化する障がい者を取り巻く問題に対応できるような相談支援体制の充実を図り、障がい者が安心して暮らしていける社会の実現に取り組みます。

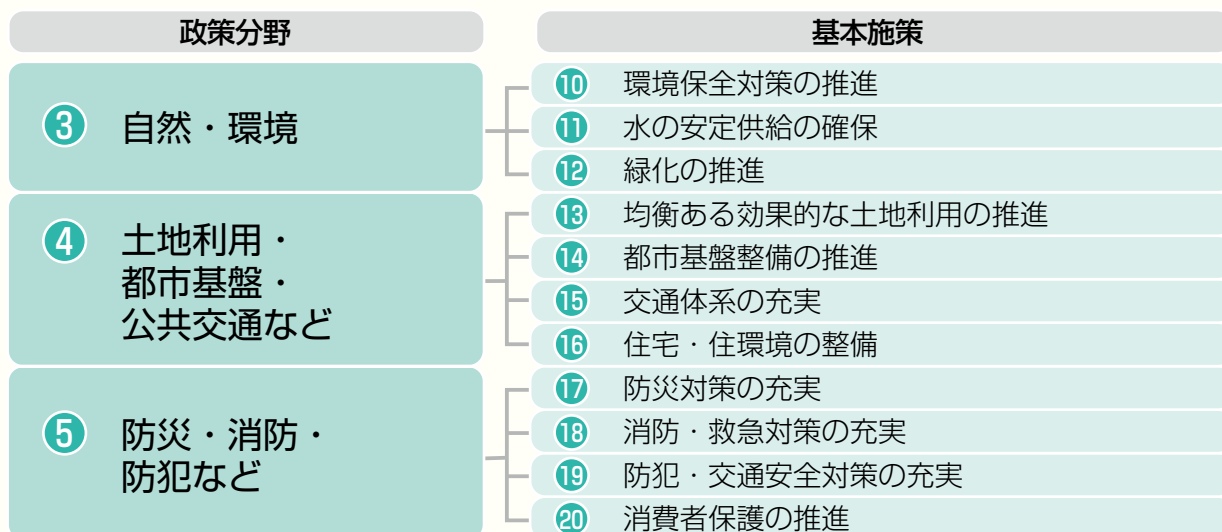
▶ **社会保障制度の適切な運営**



- 町民一人ひとりが安心して生活を送れるように、国民年金制度の周知と国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度の適正な運営に取り組みます。
- 生活保護制度の適切な運用により、生活困窮者への支援を図ります。

都市像2：安全・安心で住みやすいまち

【施策の体系】



(3) 自然・環境

▶ 環境保全対策の推進

- 食品ロスの削減等によるごみのさらなる減量や、処理体制の整備、不適正処理防止の強化などに取り組みます。
- 再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進し、熊本連携中枢都市圏の市町村とも連携して温室効果ガス排出削減に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

▶ 水の安定供給の確保

- 生活用水、農業用水、工業用水、災害時の飲料水など、それぞれの局面において重要な水の安定供給を確保します。
- 水資源の量と質を保全するため、地下水保全・啓発活動を推進します。

▶ 緑化の推進

- 自然との共生の場の提供や良好な住環境の形成のため、国における都市内緑地のあり方の検討なども参考にしながら、自然環境の保全や都市公園の整備など緑化を推進します。

(4) 土地利用・都市基盤・公共交通など

▶ 均衡ある効果的な土地利用の推進

- 効果的な土地利用を実現するため、市街化区域の低未利用地の活用、用途地域の見直しの検討などに取り組み、土地区画整理事業などにより整備された質の高い市街地の有効活用を図ります。地区計画制度の活用などにより市街化調整区域における既存集落の活性化に取り組みます。
- 自然環境の保護、優良農地などの保全に取り組みます。

▶ **都市基盤整備の推進**



- 道路、公園、下水道などの都市基盤整備や、これらを一体的、面的に整備する土地区画整理事業の推進に取り組みます。整備した都市施設の適正な維持・更新に努めます。

▶ **交通体系の充実**



- 高齢者も安心して移動できるよう、町が運営する巡回バスや乗合タクシーの充実を図ります。
- 路線バスやJRとの連携を向上させ、町民が通勤・通学、買い物、通院などで利用しやすく、かつ効率的な公共交通サービスを提供します。

▶ **住宅・住環境の整備**



- 住みやすさを実感できるまちづくりの推進のため、魅力ある市街地の形成を図り、良質な住環境の整備に取り組みます。
- 町営住宅の適正な管理に努めます。

(5) 防災・消防・防犯など

▶ **防災対策の充実**



- 町民の安全・安心を実現するため、防災拠点・地域避難拠点の形成や「自助」「共助」「公助」の役割分担、自主防災組織及び防災士の育成・支援による地域防災力の強化に取り組みます。
- 町民への災害情報の周知・伝達体制の強化を図るとともに、災害時における町業務の継続性確保、災害対策本部機能の強化に取り組みます。
- 南海トラフ地震などを想定し、市町村の区域を越えた広域的な連携に取り組みます。

▶ **消防・救急対策の充実**



- 町民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防（消防団）の連携を図ります。
- 消防団員の確保に努めます。
- 施設・資機材の整備により、消防・救急体制の充実を図ります。
- 広報紙やホームページを通じた啓発により、町民の防災意識の向上に取り組みます。

▶ **防犯・交通安全対策の充実**



- 犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域との連携を強化し、防犯灯・防犯カメラの設置や防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 交通安全教室などにより町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設を計画的に整備します。運転免許証の自主返納を促進し、返納者への支援を行います。

▶ **消費者保護の推進**



- 県や他市町村とも連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費者問題を発生させないため、消費者教育の強化に取り組みます。

都市像3：産業が成長し続けるまち

【施策の体系】

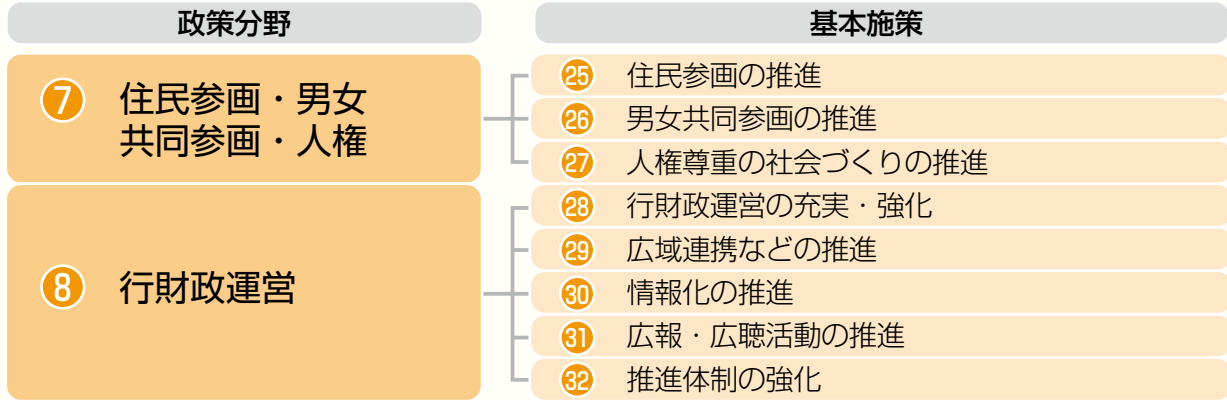


(6) 産業（農業・工業・商業など）




-
- ▶ **農業の振興**
- 農業の担い手を確保するため、担い手農家、新規就農者、生産組織など多様な担い手の育成に努めます。
 - 農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。
 - 優良農地を確保・保全するため、耕作放棄地の予防と解消に努めます。
 - 基幹産業である農業の経営を支援するため、農業関係団体との連携を図ります。
-
- ▶ **工業の振興**
- 雇用の場を確保するため、県や関係機関と連携して企業誘致を進めます。企業のニーズに対応するため、新たな工業団地の整備に取り組みます。
 - 既存の町内製造業者の人材確保や事業運営などに対して様々な支援を行うことで、事業の持続的な発展と振興を図ります。
 - 町内の製造業を中心とした連絡組織を立ち上げることで、企業間の情報交換や異業種間交流などを促進し、町工業全体の活性化につなげます。
-
- ▶ **商業の振興**
- 地域に活力とにぎわいをもたらすため、町商工会と連携した事業者の支援に取り組むとともに、地域店舗の活性化を進めます。
 - 小規模事業者も含め、地域を支える中小企業者の支援に取り組みます。災害など地域経済の危機に際しては、あらゆる町内事業者に迅速に経営安定化策などの支援が行き届くよう努めます。
-
- ▶ **観光の振興**
- 魅力ある観光資源を活用するとともに、その魅力を広く発信します。
 - 新たな視点を取り入れ、本町らしい資源の掘り起こしに取り組み、交流人口の増加などにより、地域経済の活性化につなげていきます。

都市像4：みんな楽しく協働して創るまち

【施策の体系】



(7) 住民参画・男女共同参画・人権

- ▶ 住民参画の推進**

 - 町民に対する情報公開の推進、町民の意見を取り入れる仕組みの充実、地域コミュニティ活動への支援に取り組みます。
- ▶ 男女共同参画の推進**

 - 性別に関わらず、それぞれが自立した一人の人間としてお互いを認め合い、平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画できる社会の実現を目指します。
- ▶ 人権尊重の社会づくりの推進**

 - 教育や啓発の充実などを通じて人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって、すべての人が人権を尊重し合い、差別のない明るい社会の実現を目指します。

(8) 行財政運営

- ▶ 行財政運営の充実・強化**

 - 多様化する町民ニーズにも柔軟に対応し、自立した行財政基盤を構築するため、中長期的な視点に立った効率的な行財政運営の推進、自主財源の確保、職員の資質向上を図ります。
- ▶ 広域連携などの推進**

 - 多様で広域的な行政課題に的確に対応するため、近隣市町村と密接に連携・協力し、効率的で質の高い住民サービスの提供を図ります。
 - 姉妹都市や大学、空港、民間との連携について、これまでの取り組みを継続するとともに、新たな連携事業や交流促進も検討します。

▶情報化の推進



- 行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営を図るため、情報システムの整備・充実に取り組みます。
- 情報セキュリティの確保や個人情報保護、災害時の対応などに配慮しながら、ICT を活用した行政のデジタル化を推進します。

▶広報・広聴活動の推進



- 広報紙、ホームページ、SNS など様々な媒体を活用し、広報活動の推進に取り組みます。
- 新たな技術の活用も視野に入れ、広聴活動の推進に取り組みます。

▶推進体制の強化

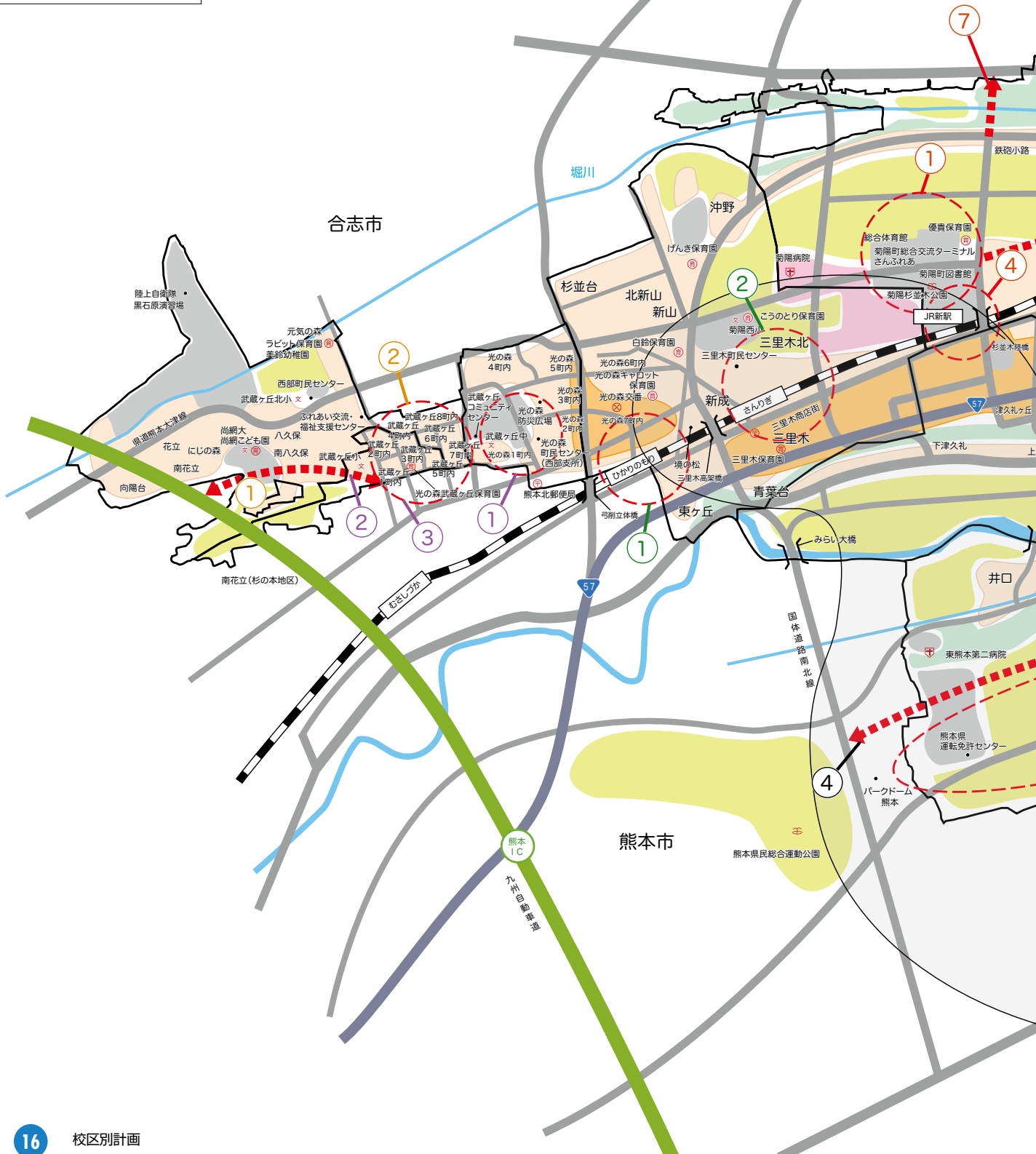


- 住民に最も身近な基礎自治体としての責任を果たすため、持続可能な形で行政サービスを提供します。その際、町民、議会に加え、自治会等のコミュニティ組織、NPO、企業などの地域社会を支える様々な主体と議論を重ね、将来のビジョンを共有しながら計画推進を図ります。
- 社会の変化や様々なリスクに応じて行政の機構や事務の進め方を工夫しながら、施策を着実に推進します。総合計画に掲げる各種施策の進捗・効果を検証し、さらなる推進に活かすことで、町の将来像の実現を目指します。

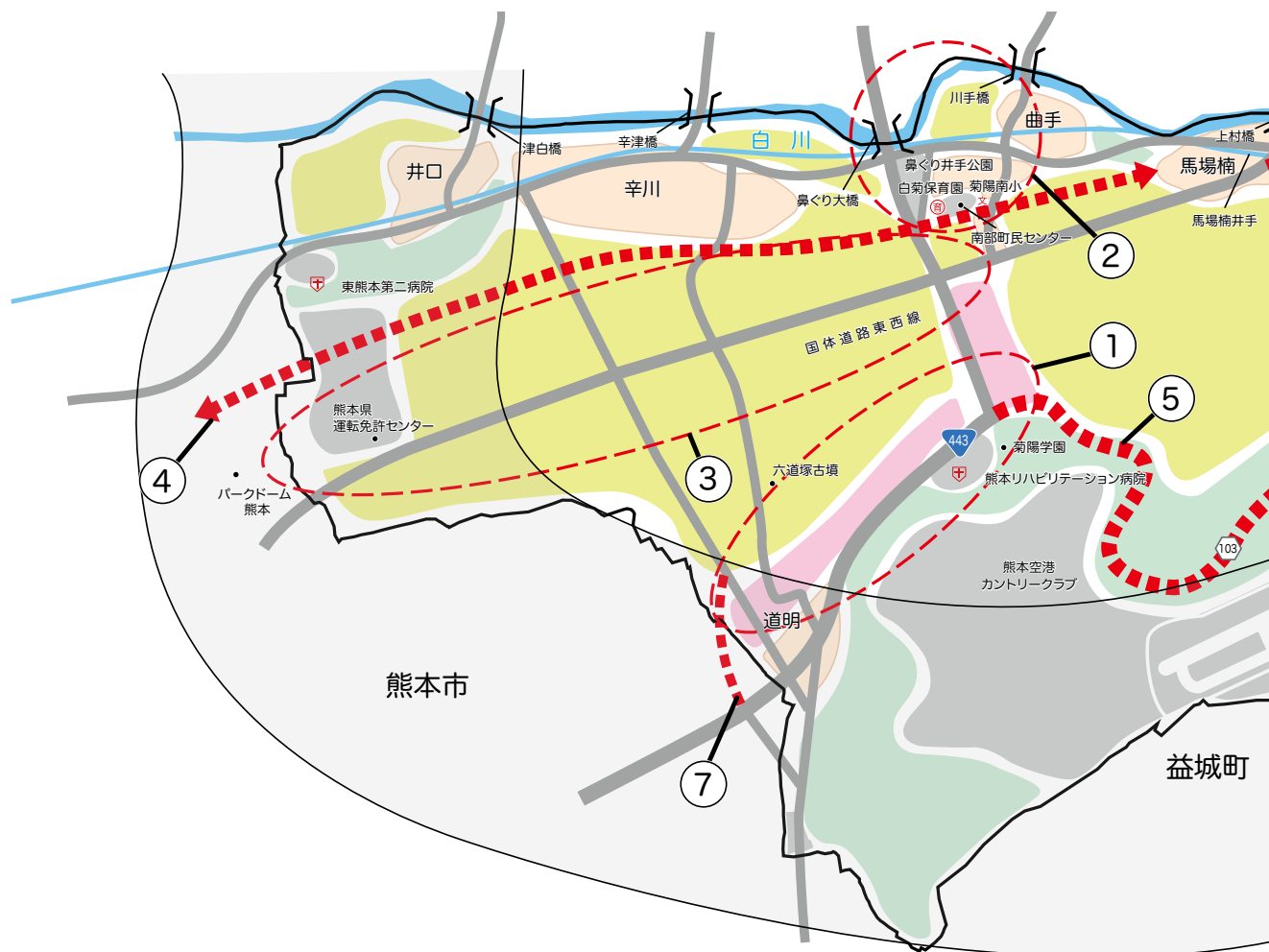


校区別計画

凡 例	
	農地
	商業業務地
	工業流通業務地
	住宅地
	自然地
	水面・河川
	その他
	小学校区



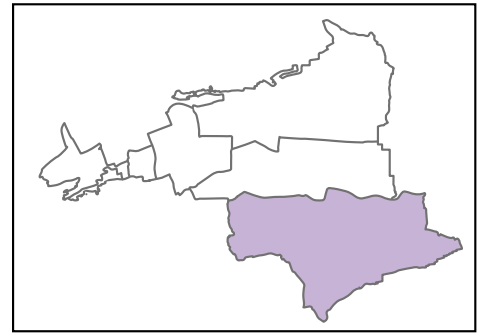
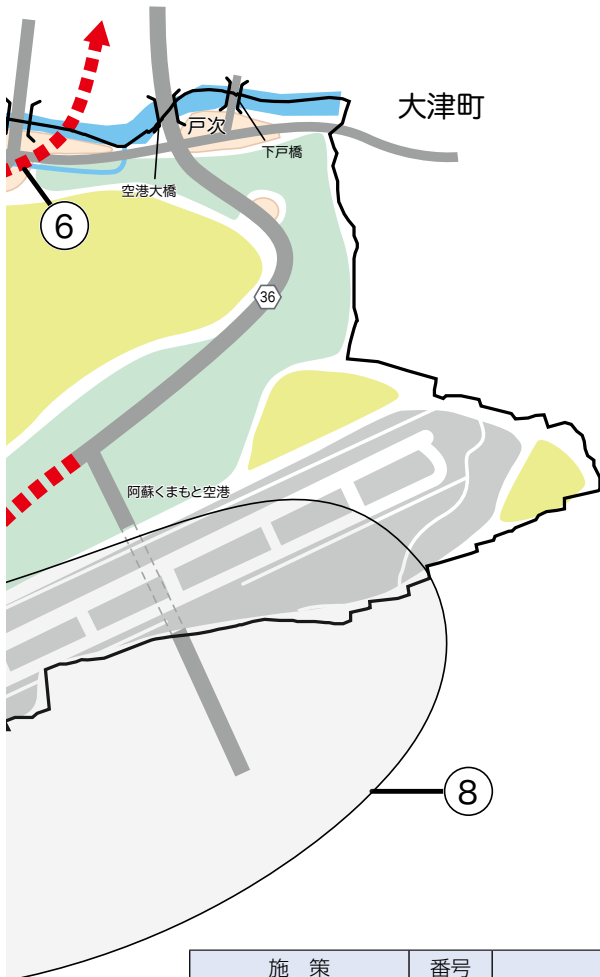
目指す姿 にぎわいの創出による定住人口の増加と農業生



◆地区の概況と課題◆

- ・ 町南部に位置し、面積は約1,336haで町土面積の約36%を占めています。
 - ・ 全域が市街化調整区域に区分され、中央部には優良な農地が広がっています。
 - ・ 白川沿いには、集落地が形成されています。
 - ・ 歴史的な農業土木遺産である「馬場楠井手の鼻ぐり（鼻ぐり井手）」があります。
 - ・ 南部丘陵地には、阿蘇くまもと空港やゴルフ場が立地しています。施設周辺の斜面地には、地域の貴重な森林が残っており、良好な景観を維持しています。
 - ・ 病院や福祉施設などが多く立地しています。
 - ・ 国道443号沿線を中心に新たな企業立地が進んでいます。
 - ・ 西部には、県運転免許センターが立地しています。
 - ・ パークドーム熊本、陸上競技場などの施設を有する、県民総合運動公園が地区の西側に隣接しています。
- ▼高齢化が進んでおり、定住人口の増加により地区の活力を維持していくことが課題です。
- ▼交通量が増えており、通勤・通学や住民生活の安全を確保する道路整備、道路環境の改善が課題です。
- ▼白川や井手（農業用水路）を有しており、災害への備えが重要です。

産基盤の充実



◆校区に含まれる行政区

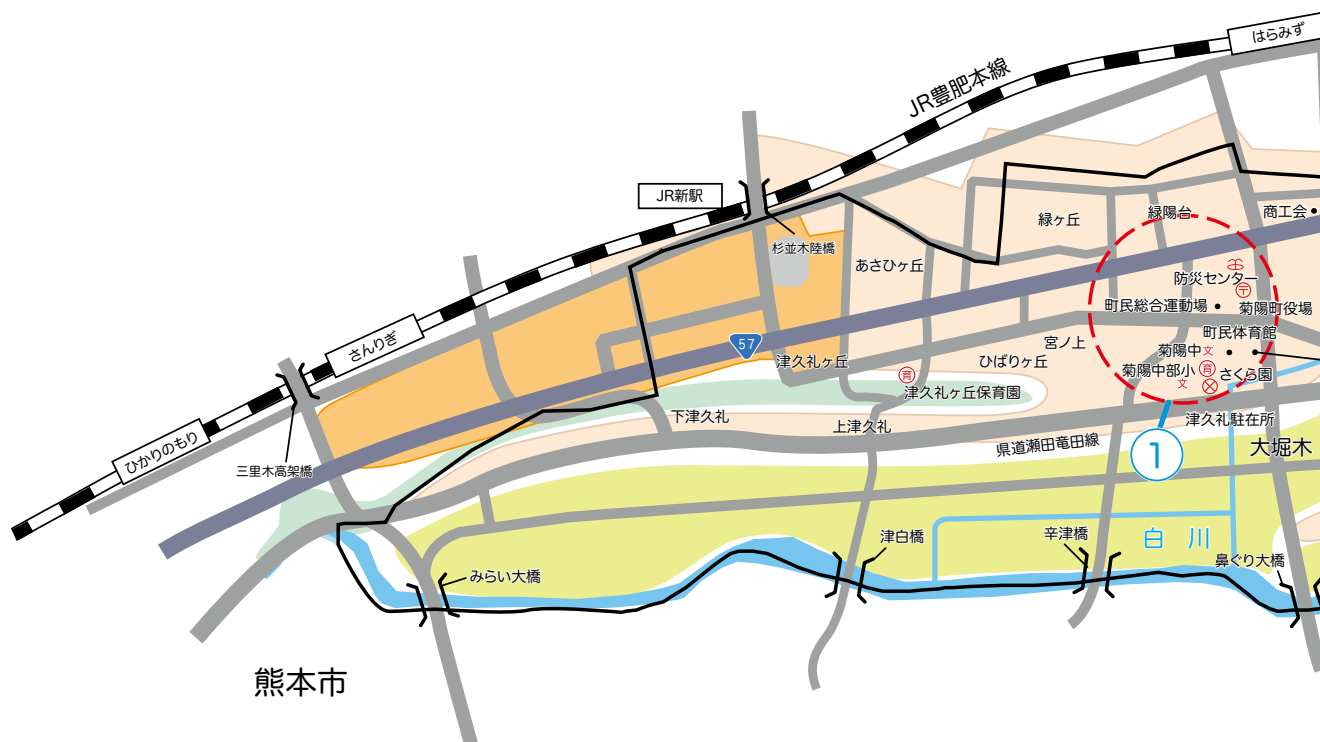
井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次

凡 例	
	農地
	商業業務地
	工業流通業務地
	住宅地
	自然地
	水面・河川
	その他
	小学校区

施策	番号	概要
定住人口の増加	—	制度を活用した土地利用の誘導を図り、定住を促進します。
農地集積・集約化	—	農地の集積・集約化を進めます。
企業誘致の推進	①	企業の集積が進む国道443号沿線などへの企業誘致を進めます。食品・農業関係企業等の誘致により特産品の開発や雇用の場の開拓に取り組みます。
鼻ぐり井手などを活用した地域の活性化	②	町内に残る貴重な文化財などを保護し、活用することで、地域の活性化を進めます。
土地利用の検討	③	町道曲手小山線（国道道路東西線）沿線について、産業振興に資する土地利用を検討します。
道路整備及び道路環境の改善	④	東西に走る新たな道路（県道瀬田熊本線のバイパス）の整備について検討します。
	⑤	町道菊陽空港線の延伸効果を最大化し、阿蘇くまもと空港とセミコンテクノパークのアクセスを強化するため、県道熊本空港線の整備を県に要望します。
	⑥	国道443号の整備について、県に要望します。
	⑦	県道辛川鹿本線の整備について、県に要望します。
白水地区県営かんがい事業	—	白水地区の県営かんがい事業の進捗を図ります。
白川等の治水（防災対策）	—	国や県とも連携し、白川等の治水（防災対策）に取り組みます。
（仮）空港アクセス鉄道と連携した地域の活性化	⑧	（仮）空港アクセス鉄道整備の動きと連携し、新駅（中間駅）周辺の振興など地域の活性化に取り組みます。
野球場の誘致	—	新球場の誘致に取り組みます。
地区の課題解決に向けた仕組みづくり	—	防災、福祉、子育て、介護など地域で支え合う人材の確保に取り組みます。町民センター等を活用したコミュニティ活動の支援や、地区が抱える課題解決を話し合える仕組みづくりについて検討します。

※網掛け部分は町のみでの権限では実施できない事業です。関係機関との調整を図り、事業の推進に取り組みます。

目指す姿 ▶ バランスのとれた農商工の発展と行政の中心拠

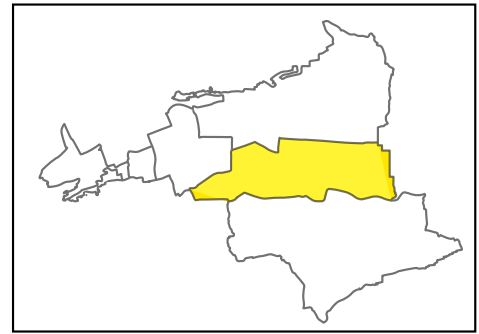
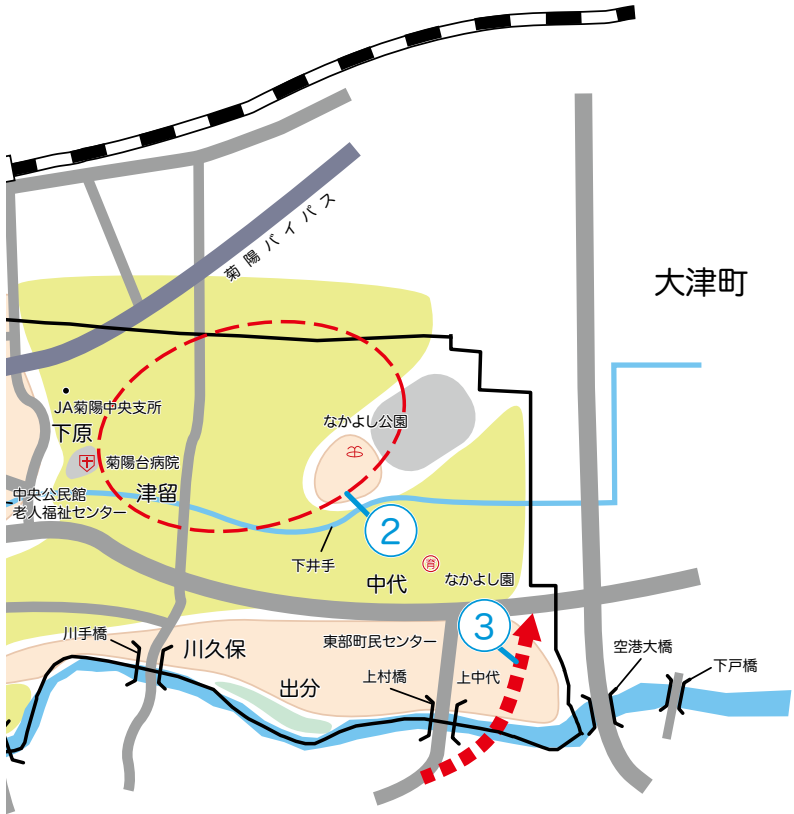


◆地区の概況と課題◆

- ・ 町中央部に位置し、面積は約692ha で町土面積の約18%を占めています。
- ・ 南縁部には東西方向に白川が流れています。
- ・ 東西方向に国道57号、南北方向に町道菊陽空港線が整備され、北縁部には東西方向に JR 豊肥本線が走っています。
- ・ 南部や東部には農地が広がり、周辺部に集落地が形成されています。
- ・ 市街化区域では、土地区画整理事業の実施などにより良好な住宅地が形成されています。
- ・ 西部の国道57号沿線には、新たな商業ゾーンが形成されています。
- ・ 役場、中央公民館、町民総合運動場、町民体育館など、行政、文化、レクリエーションの拠点となる施設が多く立地し、本町の行政機能の中核を担う地区です。
- ・ 町の福祉拠点である老人福祉センター、福祉支援センター内には、町社会福祉協議会があります。
- ・ JA 菊陽中央支所や町商工会などが立地しています。
- ▼交通量が増えており、通勤・通学や住民生活の安全を確保する道路整備、道路環境の改善が課題です。
- ▼住宅地では、入居から一定の年数が経過し、世代交代が進みつつあります。年齢構成の変化に伴い、福祉や公共交通の需要が増えています。
- ▼行政施設の集積や農・商・工のバランスなど、地区のポテンシャルを活かしたまちづくりを進めることが課題です。
- ▼商業施設等の立地により賑わいが増す一方で、防犯対策など安全・安心を確保することが課題です。
- ▼白川や井手（農業用水路）を有しており、災害への備えが重要です。

ゾーンなど多様な顔を持つエリア

点としての機能強化



◆校区に含まれる行政区

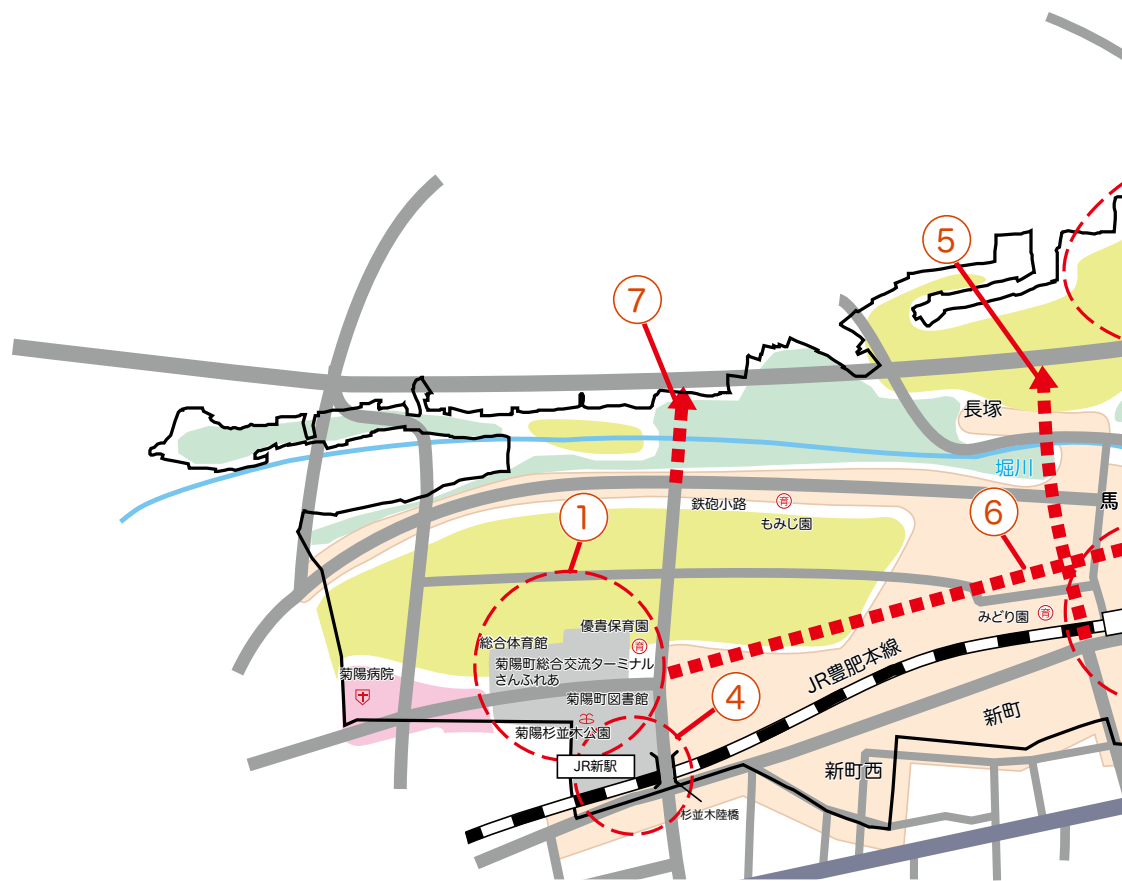
上中代、出分、中代、川久保、津留、大堀木、下原、宮ノ上、ひばりヶ丘、あさひヶ丘、津久礼ヶ丘、上津久礼、下津久礼、緑ヶ丘、緑陽台



施策	番号	概要
災害対応力の強化	①	災害対応の拠点となる防災センターを整備するとともに、周辺エリアの災害対応力を強化します。
下水道の長寿命化	—	下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の老朽化対策を進めます。
都市公園の整備	—	区画整理地内の公園の整備を進めます。
沿道型商業施設の誘導	—	国道57号沿いに立地が進む商業施設の集積を図り、用途地域の変更を検討します。
農地集積・集約化	—	農地の集積・集約化を進めます。
久保田台地の開発	②	産業立地上の優位性を活かし、あらゆる業種の誘致を含めた産業団地として、開発に係る構想の策定に取り組みます。
道路整備及び道路環境の改善	—	交通渋滞緩和、道路改良・狭あい道路解消、交通安全施設の整備を計画的に進めます。
	—	町道菊陽空港線の延伸効果を最大化し、阿蘇くまもと空港とセミコンテクノパークのアクセスを強化するため、県道熊本空港線の整備を県に要望します。
	③	国道443号の整備について、県に要望します。
	—	県道辛川鹿本線の整備について、県に要望します。
白川等の治水（防災対策）	—	国や県とも連携し、白川等の治水（防災対策）に取り組みます。
安全・安心の確保	—	駐在所の機能強化について、県警に要望します。
地区の課題解決に向けた仕組みづくり	—	防災、福祉、子育て、介護など地域で支え合う人材の確保に取り組みます。町民センター等を活用したコミュニティ活動の支援や、地区が抱える課題解決を話し合える仕組みづくりについて検討します。

※網掛け部分は町のみで実施できない事業です。関係機関との調整を図り、事業の推進に取り組みます。

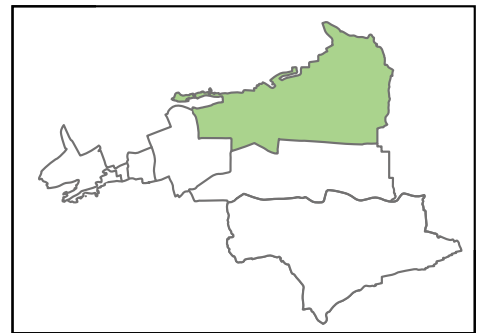
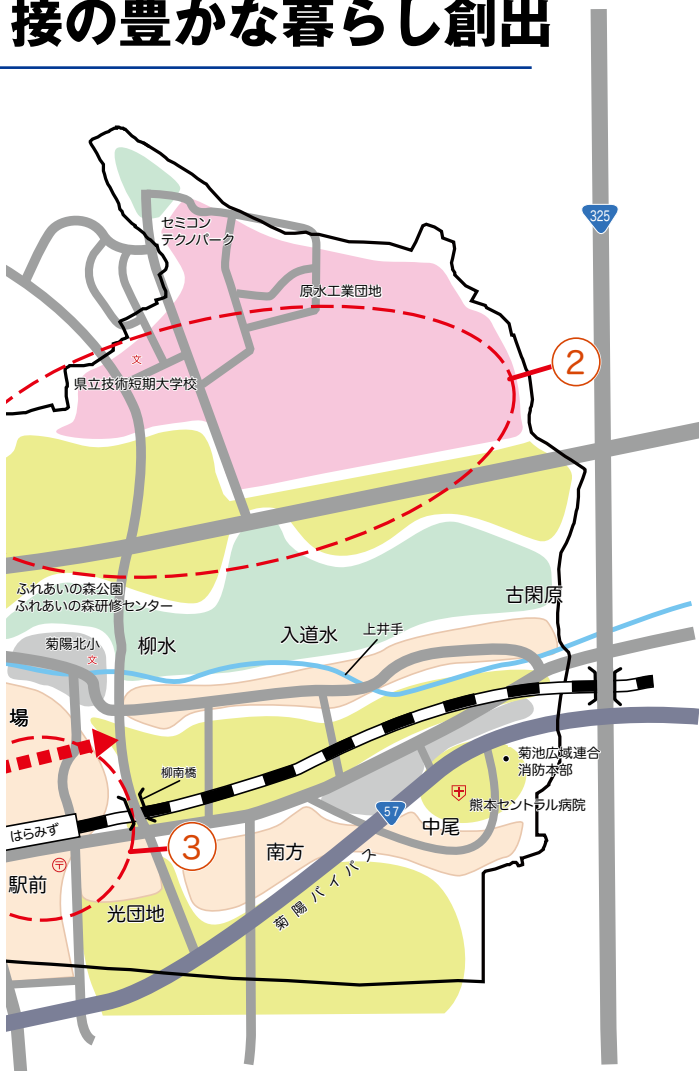
目指す姿 地域経済をけん引する産業拠点の強化と職住近



◆地区の概況と課題◆

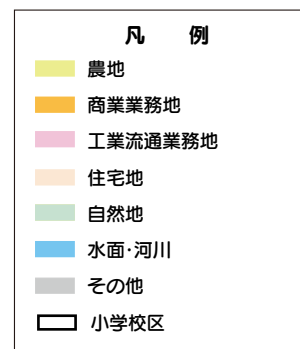
- ・町北部に位置し、面積は約1,128haで、町土面積の約30%を占めています。
- ・大部分が市街化調整区域に区分されており、優良な農地と集落地が形成されています。
- ・北部には、県内でも有数の工業団地としてセミコンテックパーク及び原水工業団地が整備されています。
- ・南部を東西方向にJR豊肥本線が走っており、原水駅があります。
- ・JRに並行して、県道熊本菊陽線（旧国道57号）が通っています。
- ・本町の歴史を特徴づける豊後街道菊陽杉並木、鉄砲小路地区の生垣による街並みが残されています。
- ・農業用水路として江戸時代に整備された上井手（堀川）が流れており、多くの農地に水を供給しています。
- ・西部には、菊陽杉並木公園、総合交流ターミナル「さんふれあ」があります。
- ・菊陽杉並木公園の拡張整備（総合体育館の整備等）により、防災機能の強化が進んでいます。
- ・セミコンテックパーク内には県立技術短期大学が立地しています。
- ・東部には、菊池広域連合消防本部（南消防署）があります。
- ▼交通量が増えており、通勤・通学や住民生活の安全を確保する道路整備、道路環境の改善が課題です。
- ▼宅地開発により人口が増加しており、保育所・小学校・学童保育などの不足が懸念されます。
- ▼菊陽杉並木公園の拡張整備後における、ソフト面も含めた施設の有効活用が課題です。
- ▼道路整備や工業団地の拡張に併せ、職住近接やJR駅を中心とした沿線の活用がテーマです。

接の豊かな暮らし創出



◆校区に含まれる行政区

古閑原、入道水、柳水、馬場、鉄砲小路、長塚、新町、新町西、南方、光団地、中尾、駅前

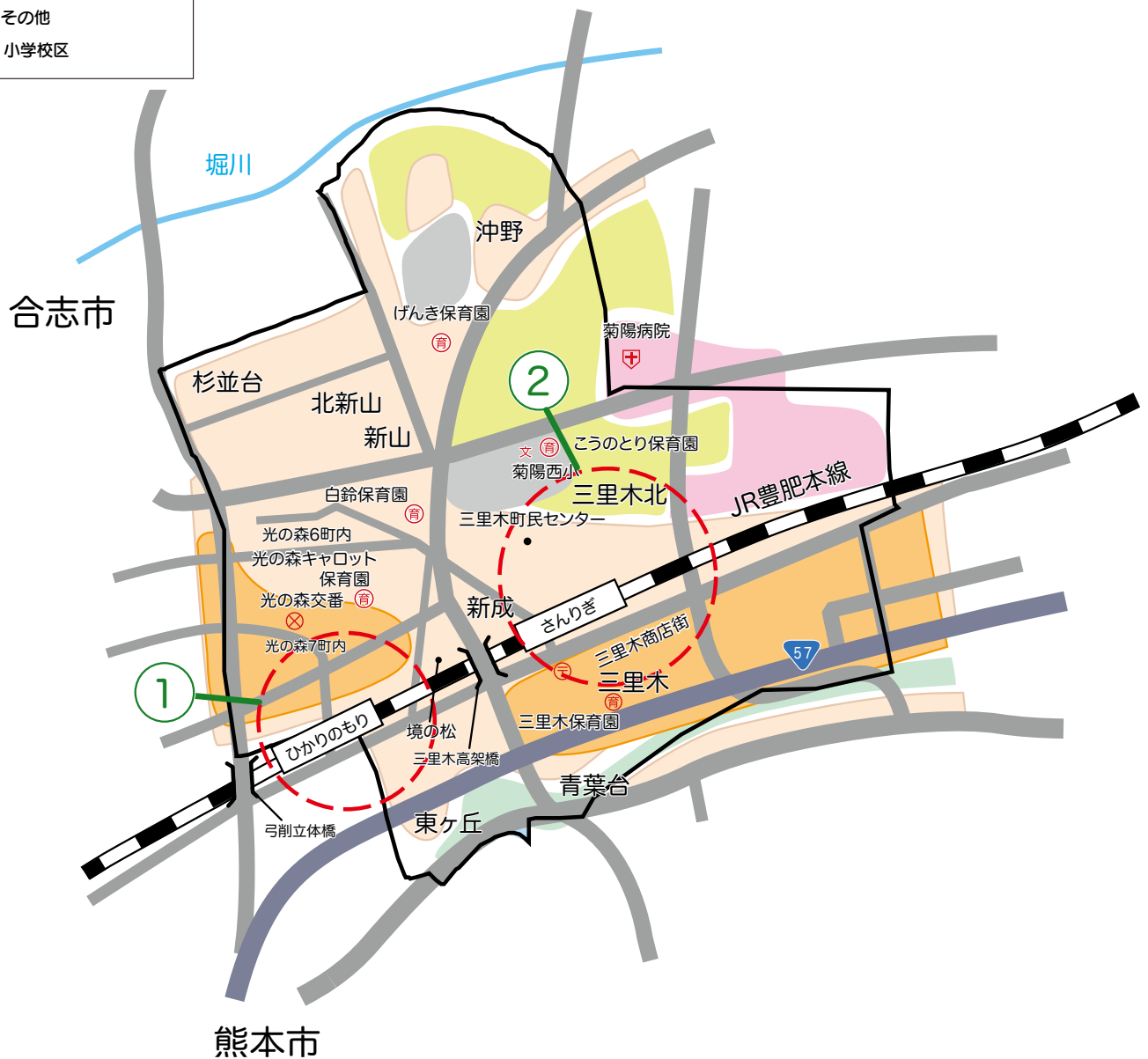


施策	番号	概要
菊陽杉並木公園の防災機能の強化・活用	①	総合体育館の整備など菊陽杉並木公園の防災機能強化を進め、平時・災害時両方の活用を図ります。
工業団地の拡張	②	(仮称) 第二原水工業団地の整備を進めます。
農地集積・集約化	—	農地の集積・集約化を進めます。
原水駅周辺の市街地形成	③	原水駅周辺の市街地形成について検討します。
JR 新駅設置と周辺開発	④	町図書館付近に新駅を設置するとともに、周辺地域の開発を進めます。
道路整備及び道路環境の改善	⑤	町道菊陽空港線の延伸
	⑥	町道杉並木公園線の延伸
	⑦	町道下原堀川線の延伸
	—	中九州横断道路へのアクセス強化
中九州横断道路周辺エリアの活性化	—	中九州横断道路の整備による原水駅周辺の利便性向上など、地域の活性化に取り組みます。
北部町民センター(仮称)整備構想	—	地域住民の交流をさらに深めるため、軽運動室やステージを備えた施設整備の構想を行います。
大学校との交流・連携	—	県立技術短期大学校との交流・連携を進めます。
地区の課題解決に向けた仕組みづくり	—	防災、福祉、子育て、介護など地域で支え合う人材の確保に取り組みます。町民センター等を活用したコミュニティ活動の支援や、地区が抱える課題解決を話し合える仕組みづくりについて検討します。

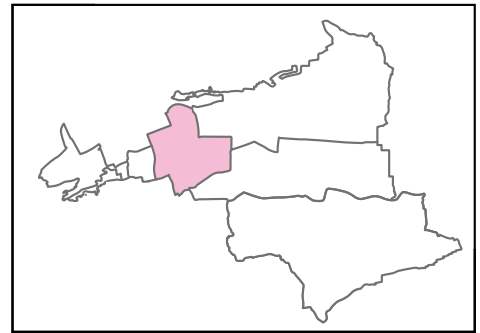
※網掛け部分は町のみでの権限では実施できない事業です。関係機関との調整を図り、事業の推進に取り組みます。

目指す姿 ▶ 暮らしとにぎわいが共存するコンパクトで均衡

- 凡 例
- 農地
 - 商業業務地
 - 工業流通業務地
 - 住宅地
 - 自然地
 - 水面・河川
 - その他
 - 小学校区



の取れた市街地の形成



◆校区に含まれる行政区

三里木、三里木北、新山、境の松、新成、北新山、杉並台、青葉台、東ヶ丘、沖野、光の森6町内、光の森7町内

◆地区の概況と課題◆

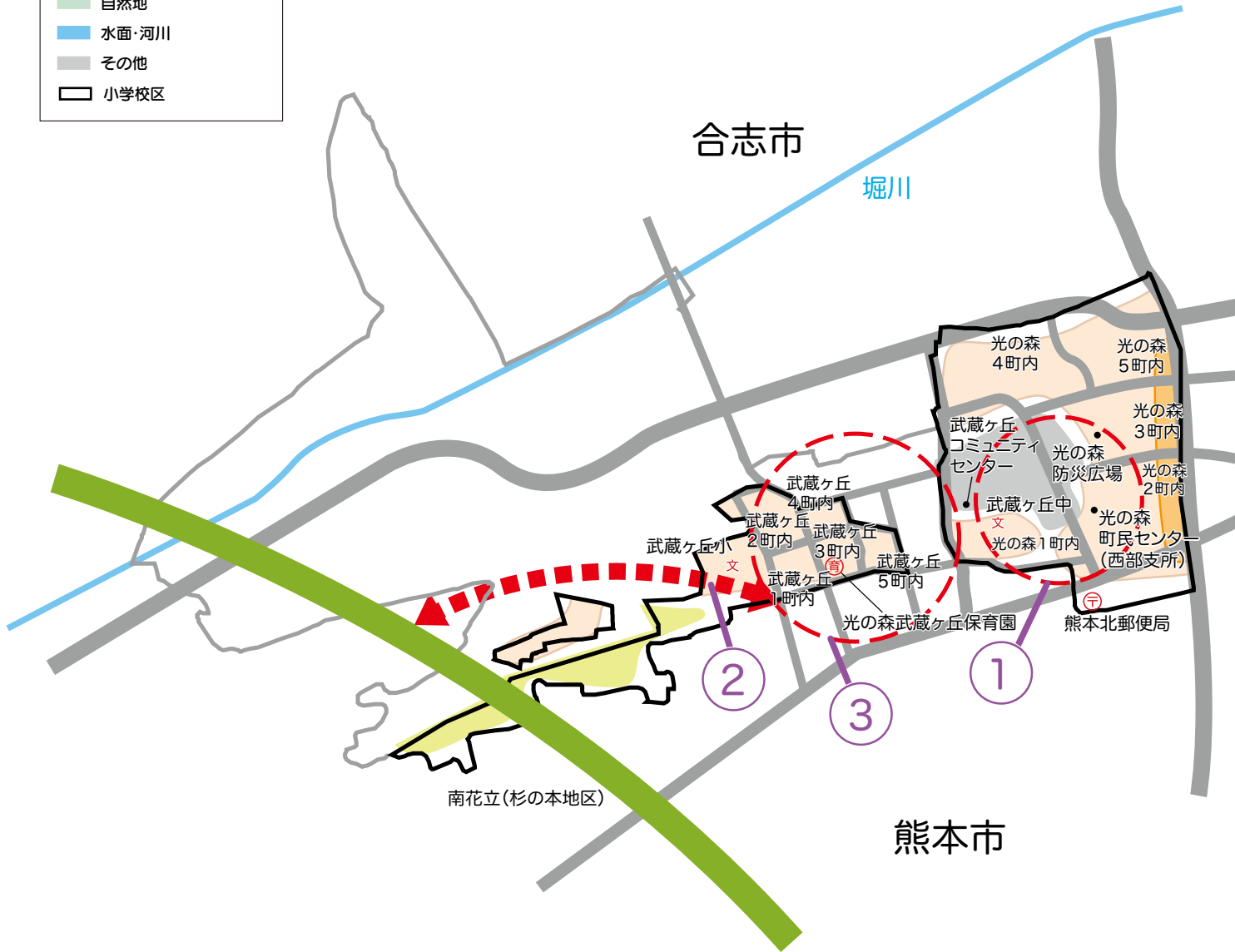
- ・ 町中西部に位置し、面積は約325haで町土面積の約9%を占めています。
- ・ 南部が熊本市と隣接し、一体的な市街化区域に区分されています。市街化区域では、土地区画整理事業の実施などにより良好な市街地が形成されています。
- ・ 西部にある「光の森」地区は、熊本都市圏北東部を代表する住宅街に成長し、多くの商業施設も立地しています。
- ・ 大規模商業施設の増床や再整備などにより、商業エリアには新たな活気が生まれています。
- ・ 北部には農地が広がっています。
- ・ 東西方向に国道57号や県道熊本菊陽線、南北方向に県道辛川鹿本線などが整備されています。
- ・ JR 豊肥本線の光の森駅や三里木駅、九州産交バス光の森営業所といった公共交通の拠点があります。
- ▼交通量が増えており、通勤・通学や住民生活の安全を確保する道路整備、道路環境の改善が課題です。
- ▼住宅地では、入居から一定の年数が経過し、世代交代が進みつつあります。年齢構成の変化に伴い、福祉や公共交通の需要が増しています。
- ▼今後、住宅の更新等が進むことが予想されるため、入居時期の異なる住民の交流を促進することにより、地区の新たな賑わいにつなげていくことが課題です。
- ▼JR 駅を拠点とした地域の活性化がテーマです。

施策	番号	概要
JR 光の森駅の利便性向上	①	光の森駅から商業施設などへの連絡を強化し、駅周辺の利便性向上と交通安全確保に取り組めます。
沿道型商業施設の誘導	—	国道57号沿いに立地が進む商業施設の集積を図り、用途地域の変更を検討します。
JR 三里木駅周辺のにぎわい拠点の検討	②	三里木駅周辺に、ホテル・店舗などのにぎわい拠点の整備を検討します。
(仮) 空港アクセス鉄道と連携した地域の活性化	—	(仮) 空港アクセス鉄道整備の動きと連携し、地域の活性化に取り組めます。JR 豊肥本線北側の新たな土地開発の可能性についても調査・検討します。
中九州横断道路周辺エリアの活性化	—	中九州横断道路の整備による地域の活性化に取り組めます。
道路整備及び道路環境の改善	—	交通渋滞緩和、歩行者の安全確保のための道路改良・狭あい道路解消、交通安全施設の整備を計画的に進めます。
	—	県道住吉熊本線の交通渋滞対策について、県に要望します。
公共交通の拠点、利便性の向上	—	光の森発着の高速バスの運行を事業者に働きかけるなど、交通の利便性を向上させます。
地区の課題解決に向けた仕組みづくり	—	防災、福祉、子育て、介護など地域で支え合う人材の確保に取り組めます。町民センター等を活用したコミュニティ活動の支援や、地区が抱える課題解決を話し合える仕組みづくりについて検討します。

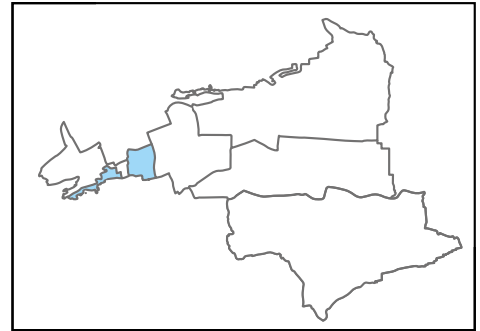
※網掛け部分は町のみで実施できない事業です。関係機関との調整を図り、事業の推進に取り組めます。

目指す姿 世代間の交流が進む 安全・安心で快適な生活拠

- 凡 例
- 農地
 - 商業業務地
 - 工業流通業務地
 - 住宅地
 - 自然地
 - 水面・河川
 - その他
 - 小学校区



点の形成



◆校区に含まれる行政区

光の森1町内、光の森2町内、光の森3町内、
光の森4町内、光の森5町内、
南花立(杉の本地区)、
武蔵ヶ丘1町内、武蔵ヶ丘2町内、
武蔵ヶ丘3町内、武蔵ヶ丘4町内、
武蔵ヶ丘5町内

◆地区の概況と課題◆

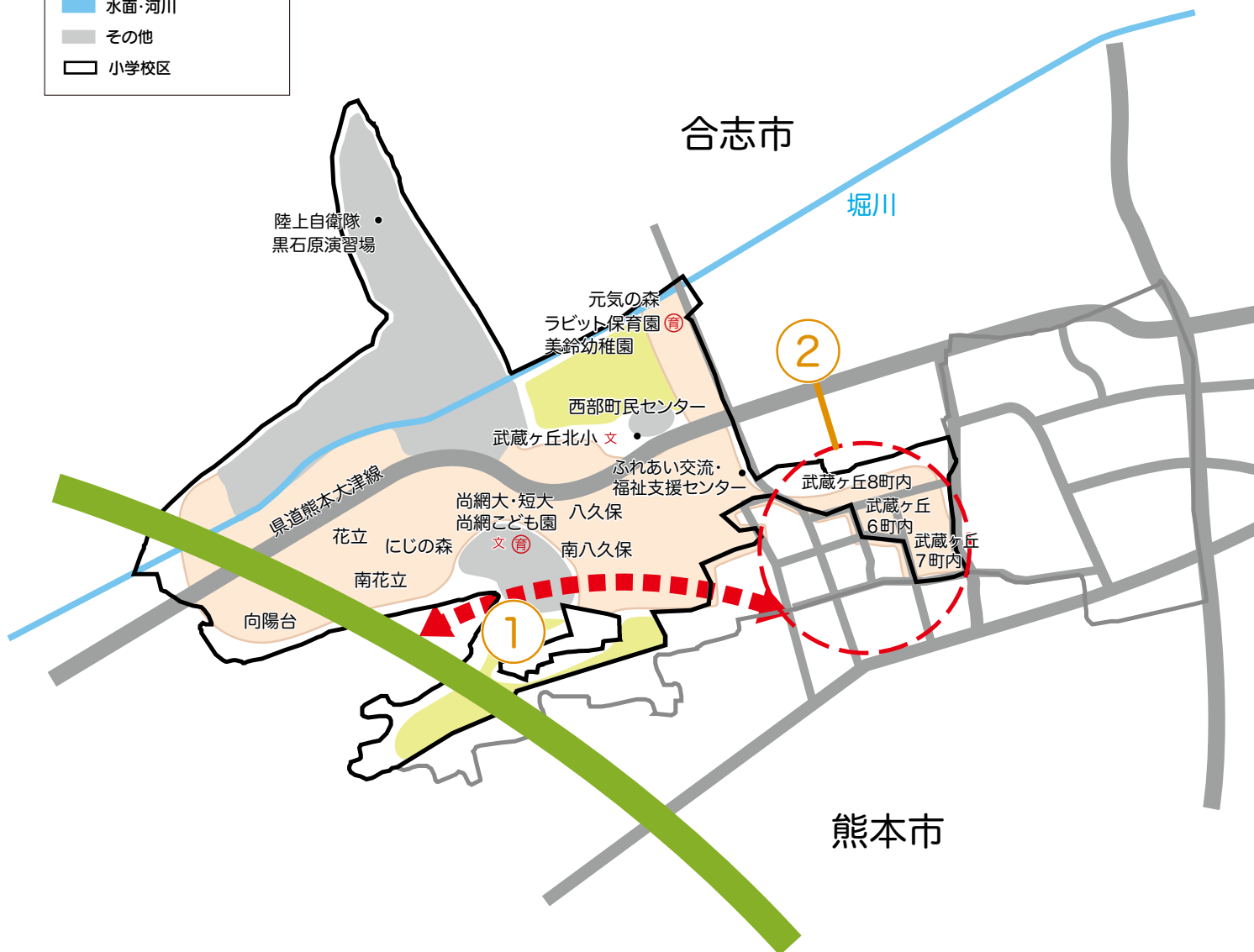
- ・町西部に位置し、面積は約85haで町土面積の約2%を占めています。
- ・熊本市、合志市と連なる市街化区域が住居系の用途地域に指定されており、「光の森」や「県営武蔵ヶ丘団地」など、良好な住宅団地を形成しています。
- ・西部は、農業振興地域の農用地区域に指定されています。
- ・光の森町民センター（キャロピア）、光の森防災広場があり、町西部地域における行政・防災の拠点となっています。
- ・熊本北郵便局が立地しています。
- ▼交通量が増えており、通勤・通学や住民生活の安全を確保する道路整備、道路環境の改善が課題です。
- ▼住宅地では、入居から一定の年数が経過し、世代交代が進みつつあります。年齢構成の変化に伴い、福祉や公共交通の需要が増しています。
- ▼高齢化が進む地域では、課題を抱える人たちへの支援体制を強化していくことが重要となっています。

施策	番号	概要
光の森多目的広場の利活用	①	光の森防災広場の活用により、地域防災力の向上に取り組みます。また、残りの用地の利活用を図ります。
道路整備及び道路環境の改善	—	交通渋滞緩和、歩行者の安全確保のため、道路改良・狭あい道路解消、交通安全施設の整備を計画的に進めます。
	②	西部地区新設道路の構想、計画の策定に取り組みます。検討にあたっては、熊本市など関係機関との調整を図ります。
	—	県道住吉熊本線の交通渋滞対策・道路環境の改善について、県に要望します。
武蔵ヶ丘地区再開発	③	住宅団地の開発から40年以上が経過する武蔵ヶ丘地区において、あらゆる世代が快適に暮らせる街並みの再配置や医療・介護等の機能の充実、商業施設、文化施設、健康産業の整備など、新たな地区の再開発に取り組みます。
地区の課題解決に向けた仕組みづくり	—	防災、福祉、子育て、介護など地域で支え合う人材の確保に取り組みます。町民センター等を活用したコミュニティ活動の支援や、地区が抱える課題解決を話し合える仕組みづくりについて検討します。

※網掛け部分は町のみで実施できない事業です。関係機関との調整を図り、事業の推進に取り組みます。

目指す姿 ▶ 世代間の交流が進む 安全・安心で快適な生活拠

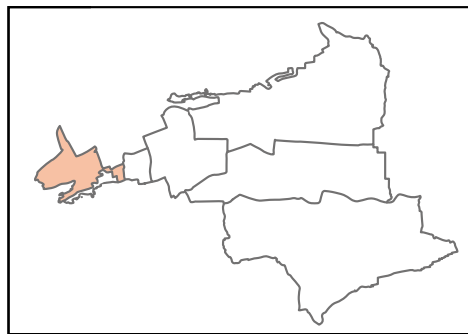
凡 例	
	農地
	商業業務地
	工業流通業務地
	住宅地
	自然地
	水面・河川
	その他
	小学校区



武蔵ヶ丘北小学校区

【中学校区】武蔵ヶ丘中学校

点の形成



◆校区に含まれる行政区

武蔵ヶ丘6町内、武蔵ヶ丘7町内、
武蔵ヶ丘8町内、八久保、花立、南花立、向陽台、
南八久保(杉の本地区を除く)、にじの森

◆地区の概況と課題◆

- ・町西部に位置し、面積は約180haで町土面積の約5%を占めています。
- ・熊本市、合志市から連なる市街化区域が住居系の用途地域に指定されており、良好な住宅団地を形成しています。
- ・陸上自衛隊黒石原演習場や尚絅大学武蔵ヶ丘キャンパスが立地しています。
- ▼交通量が増えており、通勤・通学や住民生活の安全を確保する道路整備、道路環境の改善が課題です。
- ▼西部では、雨水対策が課題となっています。
- ▼住宅地では、入居から一定の年数が経過し、世代交代が進みつつあります。年齢構成の変化に伴い、福祉や公共交通の需要が増しています。
- ▼高齢化が進む地域では、課題を抱える人たちへの支援体制を強化していくことが重要となっています。

施策	番号	概要
計画的な雨水対策・下水道の老朽化対策	—	雨水対策として、花立地区・武蔵ヶ丘北地区の雨水排水施設の機能拡充に取り組みます。下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の老朽化対策を進めます。
武蔵ヶ丘第二保育園跡地の利活用	—	武蔵ヶ丘第二保育園の跡地の利活用に取り組みます。
道路整備及び道路環境の改善	—	交通渋滞緩和、歩行者の安全確保のため、道路改良・狭あい道路解消、交通安全施設の整備を計画的に進めます。
	①	西部地区新設道路の構想、計画の策定に取り組みます。検討にあたっては熊本市など関係機関との調整を図ります。
	—	県道熊本大津線の交通渋滞対策・道路環境の改善について、県に要望します。
武蔵ヶ丘地区再開発	②	住宅団地の開発から40年以上が経過する武蔵ヶ丘地区において、あらゆる世代が快適に暮らせる街並みの再配置や医療・介護等の機能の充実、商業施設、文化施設、健康産業の整備など、新たな地区の再開発に取り組みます。
大学との交流・連携	—	尚絅大学及び尚絅大学短期大学部との交流・連携を進めます。
地区の課題解決に向けた仕組みづくり	—	防災、福祉、子育て、介護など地域で支え合う人材の確保に取り組みます。町民センター等を活用したコミュニティ活動の支援や、地区が抱える課題解決を話し合える仕組みづくりについて検討します。

※網掛け部分は町のみで実施できない事業です。関係機関との調整を図り、事業の推進に取り組みます。

17の持続可能な開発目標（SDGs）への取組

1. SDGsの概要と意義

- SDGs（エスディーゼイズ）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。
- 2015年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標 MDGs（ミレニアム開発目標）の後継として採択された SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと細分化された169のターゲット、進捗状況を図るための232の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。
- わが国においては、2016年5月に政府内に SDGs 推進本部を設置、同年12月には、SDGs の実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

	1 貧困をなくそう 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする		16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	2 飢餓をゼロに 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		12 つくる責任 つかう責任 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する		17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		
	4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する		
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する		15 陸の豊かさも守ろう 陸の豊かさも守ろう 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の防止および逆転、ならびに生物多様性損失の防止を図る		

2. SDGsと自治体行政の役割

- SDGsのゴールやターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各自治体の実情に合わせて落とし込む（ダウンサイジングした解釈）作業が必要です。
- なお、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）が示しており、また、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が発行する「私たちのまちにとってのSDGs — 導入のためのガイドライン —」では次のとおり整理されています。

▼SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）【自治体レベルに落とし込んだ目標】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内および国家間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>3 すべての人々の健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>	 <p>12 つるも責任、つるも責任</p>	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を促進しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	 <p>14 海の豊かさを保とう</p>	<p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>		



〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800

菊陽町役場 総務部 総合政策課

電話：096-232-2111（代表）

<https://www.town.kikuyo.lg.jp/>